

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和元年10月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900011号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900028号

第1 結論

昭和48年*月から昭和49年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年*月から昭和49年*月まで

私が20歳になった昭和48年*月の前に国民年金の加入のお知らせが届いたので、それほど間を空けず、私の父親か母親が、私の国民年金の加入手続を行ったと思うが、自分で行ったかもしれない。

国民年金加入後、しばらくは、両親に私の妻の分も含めて保険料を出してもらい、納付書が送付されてくれば、家族の中で納付しに行ける者が、必ず納付していたはずであり、納付場所はA市のB出張所だったと思う。

調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の国民年金番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日により、昭和49年3月頃に行われたと推認できることから判断すると、請求期間の国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付により納付することが可能である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をA市のB出張所で納付したと思うと陳述しているところ、同市から提出された資料により、請求期間当時、同市の出張所において保険料の収納を行っていたことが確認できる。

さらに、請求期間は4か月と短期間であり、請求者は、40年間(480か月)の国民年金加入期間について、請求期間を除き、39年8か月(476か月)に渡る期間の保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間もあるほか、請求者の両親も、請求者の請求期間に相当する期間を含めて、長期間(父親は約24年、母親は約22年)に渡り、保険料を納付していることから、請求者及びその両親の年金への関心は極めて高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900004号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900051号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成4年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日(現在は、平成4年12月17日に訂正)より後の同年12月17日付けで、同年10月の定時決定の記録を取り消し、平成3年11月の資格取得時に遡って標準報酬月額を減額訂正した上で、平成4年11月30日と記録されていることが確認できる。

また、請求者と同様に、平成4年12月17日付けで喪失年月日を遡って同年11月30日と記録されている者が23人確認でき、そのうち代表取締役及び取締役の二人は、同日付で平成3年10月又は同年11月に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われている上、複数の同僚は、請求期間当時、A社の経営は不振であり、給与の遅配や未払いがあった旨回答している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は請求期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年11月30日に厚生年金保険被保険

者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年12月1日とすることが妥当である。

また、平成4年11月の標準報酬月額については、請求者のA社に係る同年10月の厚生年金保険被保険者記録から、38万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900209号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900029号

第1 結論

昭和51年*月から昭和54年3月までの請求期間及び昭和55年4月から昭和62年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年*月から昭和54年3月まで
② 昭和55年4月から昭和62年12月まで

私は、20歳のときに義母に勧められ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、加入当初は自宅近くのA市の出張所へ国民年金の手帳を持って行き、現金を払って丸い判子を押してもらっていたが、その後は金融機関で、定期的に納付したはずである。請求期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日(昭和51年*月*日)から昭和51年*月頃に行われたと推認でき、20歳のときに行ったとする請求者の主張と符合する。

また、A市の資料(「市勢要覧昭和41年度版」の一部抜粋及び「昭和54年度所管事務概要」)によれば、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる当時は、同市の出張所で国民年金保険料の収納を行っていたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続を行った時に交付された国民年金の手帳の色は紫色かあずき色であり、加入当初の国民年金保険料は、当該手帳に現金を添えてA市の出張所で納付し、丸い判子を押してもらった旨陳述しているが、請求者が加入手続を行ったと推認できる昭和51年当時は、オレンジ色の年金手帳が全国的に発行されており、その手帳の様式には、従前の様式にはあった保険料納付を確認した場合に押印される検認印欄の頁が設けられておらず、保険料の納付方法は、昭和51年時点では、既に、年金手帳を使用するものから、納付書によるものに変更されていたため、請求者の陳述内容と符合しない。

また、請求者は、国民年金保険料が未納とされている全ての期間について、納付済期間とするよう記録訂正を求めているが、請求期間①及び②は、合計で*か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり、行政機関及び金融機関が事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、請求期間①及び②について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。